

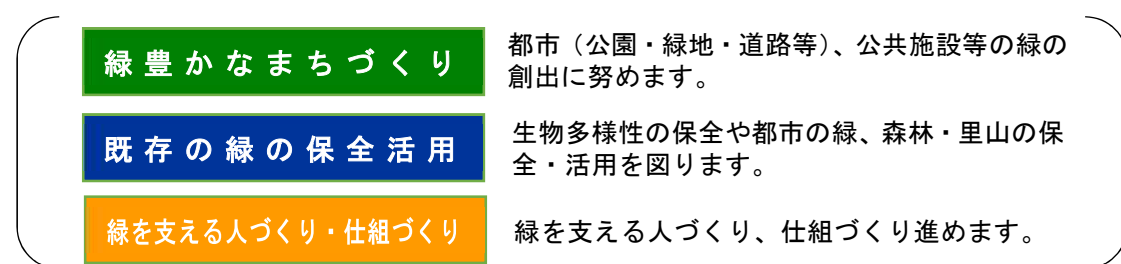
第1章 「あいちのみどり2025」の基本的事項

- 趣 旨** 県は、「自然環境の保全及び緑化の推進に関する条例（昭和48年（1973年）3月30日条例第3号）」（以下「条例」という。）に基づき、市街地及びその周辺の土地の緑化を推進するため、1974年3月に第1次愛知県緑化基本計画を策定し、これまで第5次「あいちのみどり2020」までの計画を策定してきました。
「あいちのみどり2025」（以下「当計画」という。）は、本県の緑化推進の基本的方向を示すとともに、緑化の推進や緑の保全に関する県の各種計画に基づく様々な施策を体系的に取りまとめ、各局が連携して県土全体の緑化を総合的に推進するための計画とします。
- 対象区域** 「都市の緑」や「森林の緑」、「里山の緑」、「農地の緑」、「海岸の緑」等、様々な形態の緑がある県内全域を対象とします。
- 計画期間** 2021年度から2025年度までの5年間とします。

第2章 緑化推進の基本的方向

1 基本的な方向

県は、条例第11条により、自然環境を適正に保全し、県土の緑化を推進するための基本方針（自然環境保全等基本方針）を定めています。本方針をもとに、山村から都市まで緑豊かな県土の実現に向け、次の項目を緑化推進の基本的な柱として緑化の推進に取り組みます。



2 新たな視点

(1) SDGsの達成への貢献

緑化に関する取組は、SDGs（持続可能な開発目標）の目標達成に資するものとしての役割が期待されます。当計画では、県の各種緑化関係施策がSDGsのどの目標達成に資するのかを示し、持続可能な社会の実現に向けて、緑化の推進に取り組みます。

(2) 第70回全国植樹祭の開催理念の継承

第70回全国植樹祭の開催理念である、「私たちは、木材の利用を山村と都市をつなぐ架け橋とし、健全で活力のある森林づくりと都市づくりを進めていきます。」を継承していくため、緑の整備・保全や緑を支える人づくりなど、幅広い緑化の推進に取り組みます。

(3) 新型コロナウイルス感染症の流行によるライフスタイルの変化への対応

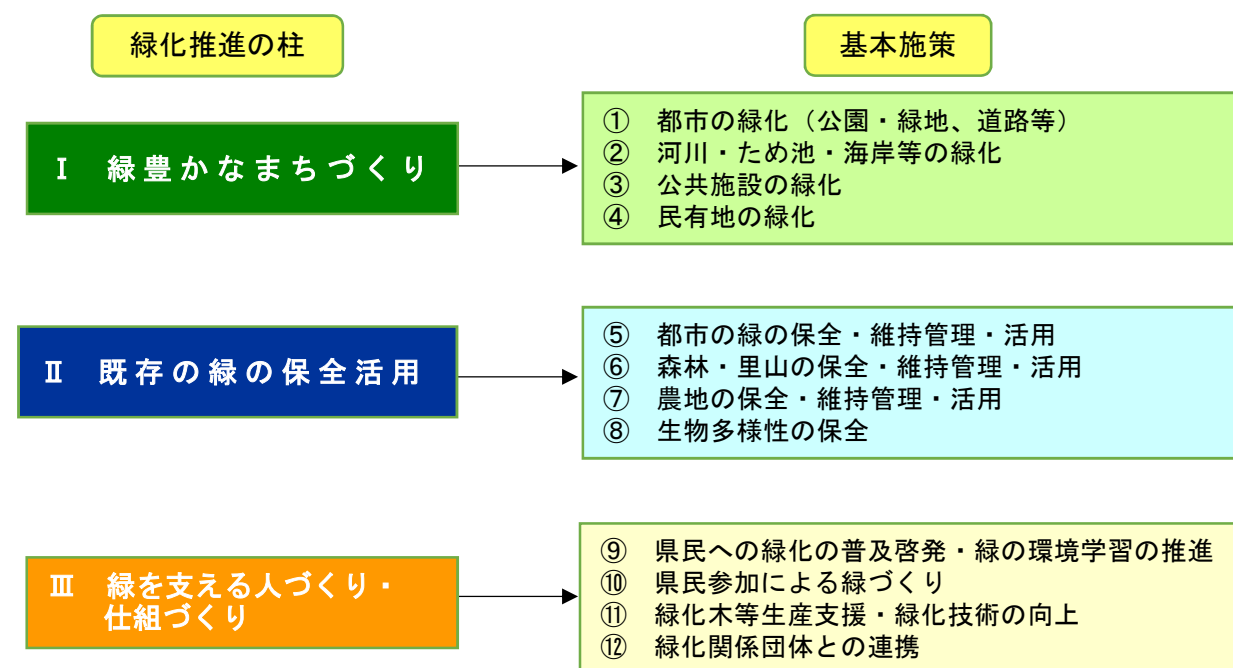
ゆとりある生活環境への関心や自然志向が高まっていくと考えられ、多様で質の高い緑の保全・創出など、緑化の推進に取り組みます。

(4) グリーンインフラの推進

自然が有する多様な機能を活用するグリーンインフラの推進につながる緑の整備・保全など、緑化の推進に取り組みます。

第3章 緑化推進の基本施策

第2章の「緑化推進の基本的方向」を実現するための具体的な取組として、以下の基本施策を示します。



第4章 緑化関係施策の効果的な推進に向けて

1 緑化に関する施策の相互調整

緑化に関する庁内関係局で連絡調整する場を設け、関係課間で情報共有や相互調整を図ります。

2 緑化関係施策の実施状況等の情報発信

県の緑化の取組状況を広く周知していくこととし、毎年緑化関係施策の実施状況を取りまとめ、Web等の手段を用いて情報発信していきます。